

「専用水道事務マニュアル」一部改正の概要

1 改正の趣旨

前回改正（令和元年5月1日）以降の法令等の改正事項を反映させるもの。
※本マニュアル自体を根拠とする基準・指導事項等の変更はなし。

2 主な改正内容

- (1) 「水道法」の一部改正（平成30年12月12日）に伴うもの
概要：水道施設の維持及び修繕の義務付け
改正箇所：2 設置者の義務、6 維持管理 (1)水道技術管理者について 表2、様式6 専用水道立入検査結果の別紙
- (2) 「水道施設の技術的基準を定める省令」の一部改正（令和元年5月29日）に伴うもの
概要：浄水施設における紫外線処理の適用範囲の拡大
改正箇所：4 布設工事確認申請時の審査及び指導の基準 (2)確認申請に伴う審査書類審査 (ウ)施設基準（技術的基準省令で規定する基準についての審査）、様式2 審査意見書の別紙
- (3) 「水道施設の技術的基準を定める省令」の一部改正（令和元年9月30日）に伴うもの
概要：サイバーセキュリティを確保するために必要な措置の追加
改正箇所：4 布設工事確認申請時の審査及び指導の基準 (2)確認申請に伴う審査書類審査 (ウ)施設基準（技術的基準省令で規定する基準についての審査）、様式2 審査意見書の別紙
- (4) 「水道施設の技術的基準を定める省令」の一部改正（令和2年3月25日）に伴うもの
概要：薬品等基準値及び資機材等材料基準値の変更
六価クロム化合物（旧）0.005mg/L（新）0.002mg/L
改正箇所：様式2 審査意見書の別紙
- (5) その他所要の改正